

令和 6 年 2 月 4 日執行予定京都市長選挙に係る
啓発事業の統一デザイン及び啓発物品、版下データ等の作成業務受託事業者募集要項

京都市選挙管理委員会事務局

1 事業趣旨

京都市長選挙の執行に当たり、広く有権者に選挙名・投票日等を周知するとともに投票参加を呼びかけるため、独自性、話題性のある効果的な啓発事業を実施する必要があることから、プロポーザルを実施して受託事業者を選定する。

特に、若年層（18～29歳）及び子育て世代を重点ターゲットとし、重点ターゲット層がより選挙に関心を持ち、さらに投票所に足を運ぶような内容の啓発事業を行う。

2 参加資格要件について

以下に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1)京都市競争入札参加有資格者名簿の「0023 広告」に登録されていること
- (2)公募開始から応募期限の日までの期間に、競争入札参加停止の期間が含まれていないこと
- (3)自らが提案した企画内容を自らが遂行するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4)宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (5)特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (6)京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (7)法人又はその代表者が次に掲げる税等を滞納している者でないこと。
 - ア 所得税又は法人税
 - イ 消費税
 - ウ 本市の市税
 - エ 本市の水道料金及び下水道料金
- (8)その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

3 業務内容

別添仕様書のとおり

4 委託期間

契約締結の日から令和6年2月29日まで

5 委託金額の上限

11,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

6 企画提案書等の提出

(1) 参加表明書の提出

ア 提出資料

別記様式「プロポーザル参加表明書」に必要事項を記入のうえ、持参又は郵

送、メールにより提出すること ※押印不要

イ 提出締切

令和5年10月31日（火）午後5時必着（厳守）

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出資料（できる限りA版サイズで作成すること）

- ・企画提案書 10部
- ・ポスター等に使用するデザイン画（B3横長サイズのポスターの形態）
1案につき1部（1社3案まで提出可）
- ・見積書 1部
- ・会社概要

イ 提出締切

令和5年11月7日（火）午後5時必着（厳守）

ウ 提出方法

事前連絡のうえ持参すること（提出時に10分程度で内容説明を行うこと）

(3) 提出先

京都市選挙管理委員会事務局

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所分庁舎1階

電話：075-222-3589

メール：senkyo@city.kyoto.lg.jp

(4) 受付時間

午前9時～午後5時（土曜、日曜及び祝日を除く。）

7 受託事業者の選定方法等

(1) 選定方法

提出された企画提案書等に基づき、京都市選挙管理委員会事務局に設置する審査会において選定する。審査会は非公開とし、選定の経過等に関する問合せには応じない。

なお、必要に応じて、企画提案書提出事業者には審査会においてプレゼンテーションを依頼することがある。その場合には別途通知するので、提案内容について説明できる者を審査会に出席させること。

(2) 審査の規準

審査項目	評価のポイント	配点
目的適合性	・選挙啓発の目的を果たし、多くの有権者に投票参加の意欲を促すものであるか。 ・選挙離れが著しい若年層及び子育て世代に対して有効に投票参加を促すものであるか。	20
技術力	・提案内容に洗練性、話題性（唯一性）、斬新さがあるか。 ・デザイン性に優れ、見る者に明快な印象を残すものか。 ・高度な技術を駆使したものであるか。	20
経費	・事業内容に対する経費として妥当か。	5
市内の中小企業	・京都市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業か	5
合計点数		50

(3) 選定結果の通知

選定結果について、全ての提案者に対して文書で通知する。

(4) 審査後の手続き

審査会において受託候補者に選定された者と契約協議を行い、詳細な業務内容の確認及び契約価格その他の受託条件について合意に達した後に委託契約を締結する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉することとする。

8 受託業務実施に係る注意事項

- (1) 業務実施に当たり必要となる各種資料、申請書等の作成、著作権・肖像権等の確認及び使用許可申請、官公署等への各種申請手続、スタッフの派遣、物品の設置及び撤去・管理等については、受託者の責任において行うものとする。
- (2) 業務の遂行に当たっては、責任者を明確にし、常に京都市及び各区選挙管理委員会と密接に連絡をとりその指示に従うとともに、業務の執行状況等に係る照会に対して、いつでも速やかに回答できる体制で臨むこと。

9 その他

- (1) 企画提案書等の作成に要する経費は各提案事業者の負担とし、提出された書類等は返却しない。
- (2) 企画提案書等の提出時間は厳守のこと。指定の時間以外はいかなる理由があろうと一切受け付けない。
- (3) 採用された企画、デザイン等に対する著作権等日本国の法令に基づき保護される権利は、京都市選挙管理委員会に帰属するものとする。
- (4) 公益財団法人明るい選挙推進協会が定めるキャラクター「めいすいくん」のデザイン及び京都市選挙啓発キャラクター「京野みく」のデザインを使用することができる（別紙8）。

10 問合せ

本件募集内容について質問がある場合は、次のとおり受け付ける。ただし、他の応募事業者に関する質問には応じない。

(1) 提出方法

電子メールで次のアドレスに送付すること。その際、電子メールの件名を「市長選啓発事業（統一デザイン等）に関する問い合わせ」とすること。

<メールアドレス>senkyo@city.kyoto.lg.jp

(2) 問い合わせ期限

令和5年10月24日（火） 午後5時

(3) 回答方法

京都市情報館のホームページ上に、質問者に関する情報を伏せたうえで10月26日（木）までに回答を掲載する。